

賃金構造基本調査(平成30年)の匿名化処理(案)

◎ 匿名データの構造

個人票の労働者ごとのレコードとし、労働者が属する事業所票の情報を付加したものとする。

◎ 匿名化処理の概要

● リサンプリング

- ・労働者を等確率系統抽出
- ・抽出率は、40%

● 調査対象の識別情報の匿名化

- ・事業所一連番号の削除
- ・事業所の産業大分類のうち、事業所数が少ない「C: 鉱業, 採石業, 砂利採取業」に属する労働者を削除
- ・初任給額の削除
- ・労働者数の多い事業所のうち、同じ産業大分類において、同値の復元倍率を持つ事業数が少ない場合は、復元倍率を再付与
- ・公営の事業所の削除
- ・産業分類及び事業所規模により記入する労働者が限定されている項目は提供しない

● しきい値

- ・0.5%

● データの並び替え

- ・労働者をランダムに並び替え

● 攪乱処理

- なし

● 集計用乗率

- ・事業所抽出率に労働者抽出率を乗じたものを提供
- ・ただし、事業所規模の大きな事業所については、一部、再付与して提供

● 地域情報

- 提供しない

◎ 項目別一覧表

● 事業所項目

No	項目名	区分等	条件等	匿名化の方法		備考		
	都道府県番号	47区分		×	提供しない	・地域無し(全国のみ)	●他の項目(産業大分類等)との組み合わせにおいて、3大都市圏か否か(2地域)の場合でも度数が少なく、特定リスク ・3大都市圏か否かを判別するための情報が都道府県しかなく、情報が粗い。(調査票には市区町村情報が無い)	
	事業所一連番号			×	提供しない		●同一事業所の特定につながる	
	(事業所の)産業分類番号	大・中・小		▲	レコード削除	・「C: 鉱業, 採石業, 砂利採取業」は削除	●大分類で提供 ・中分類では、事業所が少ない分類がある ●「C: 鉱業, 採石業, 砂利採取業」については、当該レコード削除して提供 ・該当するレコードが少ない ・他の産業と統合した場合、統合された産業の特性を歪める	
(1)	事業所の名称及び所在地(連絡先・担当者)	フリー		×	提供しない		●フリー記入のため特定リスク	
(2)	主要な生産品の名称及び事業の内容	フリー		×	提供しない		●フリー記入のため特定リスク	
(3)	事業所の雇用形態別労働者数						・2018年定義変更	
事業所票	① 事業所の常用労働者数							
	常用労働者数	正社員・正職員(男女別)	人単位	×	提供しない			
		正社員・正職員以外(男女別)	人単位	×	提供しない			
		常用労働者計	人単位	×	提供しない			
	抽出率	1/分母		×	提供しない			
	抽出労働者数	正社員・正職員(男女別)	人単位	×	提供しない			
		正社員・正職員以外(男女別)	人単位	×	提供しない			
		抽出労働者計	人単位	×	提供しない			
	② 事業所の臨時労働者数							
	臨時労働者数	人単位		×	提供しない			
抽出率	1/分母		×	提供しない				
抽出労働者数	人単位		×	提供しない				
(4)	企業全体の常用労働者数	8区分		▲	グルーピング	・7区分で提供	●「1,000人以上」の2区分をグルーピング	
(5)	新規学卒者の初任給額及び採用人員		民営事業所のみ					
① 事業所における新規学卒者の初任給額及び採用人員	初任給額(学歴別男女別)	百円単位		×	提供しない		●採用情報等の他の情報と結び付き事業所の特定につながる ※計算方法を提示(個人項目から算出する)	
	採用人員(学歴別男女別)	人単位		×	提供しない		●採用情報等の他の情報と結び付き事業所の特定につながる	
	② 初任給額の確定状況	2区分		×	提供しない		●初任給額を提供しないため	
【加工項目】	市区町村		経済センサスの情報	×	提供しない		●事業所の特定につながる	
	基本単位区番号		経済センサスの情報	×	提供しない		●事業所の特定につながる	
	事業所規模	9区分		×	提供しない		●事業所の特定につながる	
	抽出率	事業所		都道府県別産業別事業所規模別規定値	×	提供しない		
		常用労働者		産業別事業所規模別規定値	×	提供しない		
		臨時労働者		事業所規模別規定値	×	提供しない		
復元倍率			▲	再付与する	・一部の事業所が対象	●労働者数の多い事業所のうち、同じ産業大分類において、同値の復元倍率を持つ事業数が少ない場合は、再付与する		

● 個人項目

No	項目名	区分等	雇用形態	就業形態	条件等	匿名化の方法		備考	
	都道府県番号					×	提供しない	●他の項目(産業大分類等)との組み合わせにおいて、3大都市圏か否か(2地域)の場合でも度数が少なく、特定リスク ・3大都市圏か否かを判別するための情報が都道府県しかなく、情報が粗い。(調査票には市区町村情報がない)	
	事業所一連番号					×	提供しない	●同一事業所の特定につながる	
	枚目					×	提供しない	●同一事業所の特定につながる	
(1)	一連番号					×	提供しない		
(2)	労働者の番号又は氏名	フリー				×	提供しない	●フリー記入のため特定リスク	
(3)	性別	2区分				○			
(4)	雇用形態	5区分				○			
(5)	就業形態	2区分	常用			○			
(6)	最終学歴	4区分	常用	一般		○		●削除、他の区分とのグルーピングを行うと、この統計調査の目的から有用性に大きな問題を生じる ●外観からでは識別できない	
(7)	年齢	各歳				▲	・グルーピング	・5歳階級 (ただし、24歳以下は、15～17歳、18～19歳、20～21歳、22～24歳の区分で提供)	●他調査と整合性をとり、5歳階級区分とする ●24歳以下は、学校卒業の年齢の有用性のため細分化する (15～17歳の構成割合は0.47%、他の区分は0.5%以上) ●75歳以上をトップコーディング (構成割合は0.53%)
							・トップコーディング	・75歳以上	
(8)	勤続年数	年単位	常用			▲	・トップコーディング	・一般労働者:44年以上 短時間労働者:43年以上	●トップコーディングのしきい値は、 ・一般労働者は、44年 ・短時間労働者は、43年 (構成割合は、一般労働者:0.57%、短時間労働者:0:58%) ●累積構成割合及び年齢のトップコーディングをあわせて考慮しても問題ない。(年齢において、75歳以上をトップコーディングする場合は、75-15=50年)
(9)	労働者の種類	2区分	常用		・産業C,D,E,H481 & 事業所規模10人以上	×	提供しない		●産業(小分類H481)及び事業所規模が特定される
(10)	役職番号	5区分	常用		・企業規模100人以上	▲	・情報の削除	・短時間労働者については、提供しない	●短時間労働者は、度数が全国でも少ないため、提供しない
(11)	職種番号	129区分			・役職該当者以外 ・調査で定義された職種番号に該当する者	▲	・グルーピング	・7区分	●調査の分類では、度数が少なすぎる分類がある ●日本標準職業分類とは大きく異なり、調査独自のものがある ・事務職や営業職については、符号はない
(12)	経験年数	5区分	常用		・役職該当者以外	○			

個人票

● 個人項目

No	項目名	区分等	雇用形態	就業形態	条件等	匿名化の方法		備考		
個人票 (つづき)	(13)	実労働日数	日単位			▲	・ボトムコーディング ・トップコーディング	<ul style="list-style-type: none"> ・一般労働者: 13日以下 短時間労働者: なし ・一般労働者: 28日以上 短時間労働者: 28日以上 	<ul style="list-style-type: none"> ●ボトムコーディングのしきい値は、 ・一般労働者のみ、13日 ●トップコーディングのしきい値は、一般労働者及び短時間労働者ともに、28日 ※外観からでは識別できない 	
	(14)	所定内実労働時間数	時間単位			▲	・ボトムコーディング ・トッパーディング	<ul style="list-style-type: none"> ・一般労働者: 101時間以下 短時間労働者: なし ・一般労働者: 215時間以上 短時間労働者: 176時間以上 	<ul style="list-style-type: none"> ●ボトムコーディングのしきい値は、 ・一般労働者のみ、101時間 ●トッパーディングのしきい値は、 ・一般労働者は、215時間以上 ・短時間労働者は、176時間以上 (一般労働者は、「実労働日数」から換算した時間および累積構成割合のしきい値(0.5%)と比較し、少ない方に合わせる) 	
	(15)	超過実労働時間数	時間単位			▲	・トッパーディング	<ul style="list-style-type: none"> ・一般労働者: 83時間以上 短時間労働者: 40時間以上 	<ul style="list-style-type: none"> ●トッパーディングのしきい値は、 ・一般労働者は、83時間 ・短時間労働者は、40時間 	
	(16)	きまって支給する現金給与額	百円単位			▲	・トッパーディング	<ul style="list-style-type: none"> ・一般労働者: 96万円以上 短時間労働者: 37万円以上 	<ul style="list-style-type: none"> ●トッパーディングのしきい値は、 ・一般労働者は、96万円 ・短時間労働者は、37万円 	
	(17)	超過労働給与額 ((16)のうち)	百円単位			▲	・トッパーディング	<ul style="list-style-type: none"> ・一般労働者: 20万円以上 短時間労働者: 5万円以上 	<ul style="list-style-type: none"> ●トッパーディングのしきい値は、 ・一般労働者は、20万円 ・短時間労働者は、5万円 	
	(18)	通勤手当 ((16)のうち)	百円単位	常用		・産業E&事業所規模99人以下 ・産業I,K70,L,M,N,P,R&事業所規模29人以下	×	提供しない		<ul style="list-style-type: none"> ●産業と事業所規模が特定される ・記入対象が、「産業E&事業所規模99人以下」、或いは、「産業I、K70、L、M、N、P、R&事業所規模29人以下」と限られている。「きまって支給する現金給与額」には含まれており、うち数の扱いとなる。 ・調査変更の諮問(諮問第132号(令和元年6月27日))より、「最低賃金の審議資料に賃金構造基本調査の結果を活用するため、小規模事業所に限り調査を行ってきた。(最低賃金では3手当を算入しないこととされている。)」3手当は一部事業所のみ調査しており、一般的には使い勝手が悪いものとなっている。(後略)」の理由から令和2年調査から廃止されている。
	(19)	精皆勤手当 ((16)のうち)	百円単位	常用		・産業E&事業所規模99人以下 ・産業I,K70,L,M,N,P,R&事業所規模29人以下	×	提供しない		
	(20)	家族手当 ((16)のうち)	百円単位	常用		・産業E&事業所規模99人以下 ・産業I,K70,L,M,N,P,R&事業所規模29人以下	×	提供しない		
	(21)	昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額	百円単位	常用			▲	・トッパーディング	<ul style="list-style-type: none"> ・一般労働者: 546万円以上 短時間労働者: 118万円以上 	<ul style="list-style-type: none"> ●トッパーディングのしきい値は、 ・一般労働者は、546万円 ・短時間労働者は、118万円
	在留資格番号	28区分	常用		・外国人(特別永住者等除く)	▲	・グルーピング	<ul style="list-style-type: none"> ・在留資格の有無(外国人か否か) 	<ul style="list-style-type: none"> ●区分によっては度数が少ない。適切な区分のグルーピングも難しいため、在留資格の有無(外個人か否か)で提供する。 ・在留外国人の縮図になるような分布ではない。 	